

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊橋市長 浅井 由崇

市町村名 (市町村コード)	豊橋市 (23201)
地域名 (地域内農業集落名)	豊橋南部 別紙参照
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月18日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・施設園芸（トマト、ミニトマト、花き、スナップエンドウ）、露地栽培（キャベツ、ブロッコリー）が中心
- ・畜産（肉牛、酪農、豚、うずら）、水田もあり
- ・高豊は土地改良されて優良農地
- ・城下、東七根は区画が小さい農地が多い
- ・水田の多くはオペレーターに任せている
- ・鳥獣被害（イノシシなど）あり

【課題】

- ・高齢化や後継者不足
- ・面積が狭い、水はけの悪さなど地形的条件が悪い（特に水田）
- ・条件の悪い農地は耕作者が見つからない、耕作放棄地になりやすい
- ・相続に伴う農地の分散化
- ・高齢化、後継者不足及び労働力不足による経営規模拡大への意欲低下（露地が多い傾向あり）
- ・イノシシによる鳥獣被害対策
- ・相対契約が把握出来ていない
- ・借手へのメリットが少なく中間管理事業への乗せ換えが進まない
- ・農地を所有するリスク、デメリットが多く、誰も所有したがない
- ・営農型太陽光の下での耕作が営農と言える水準でない

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・施設園芸（トマト、ミニトマト、花き、スナップエンドウ）、露地栽培（キャベツ、ブロッコリー）、畜産（肉牛、酪農、豚、うずら）、水田等を引き続き営農する
- ・持続可能な農業

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,391 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,391 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

認定農業者、中心経営体などの大規模農家や拡大意向の強い農家を中心にゾーニングを図りながら集積・集約化を進める

(2) 農地中間管理機構の活用方針

3 上記の集積・集約を農地中間管理機構を活用して実施

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手や土地所有者のニーズを踏まえ、農用地の大区画化（畔の撤去なども含む）・汎用化等のための基盤整備を必要に応じて実施

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・耕作者が足りない場合は、新規就農者や外部からの経営体（法人含む）の受入れを検討
- ・市やJA等と連携し相談から定着まで切れ目ないサポートに取り組む

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

必要に応じて農作業委託を活用

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・耕作者が足りない場合は、新規就農者や外部からの経営体（法人含む）の受入れを検討
- ・市やJA等と連携し相談から定着まで切れ目ないサポートに取り組む

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

必要に応じて農作業委託を活用

以下任意記載事項（地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②有機農業希望者の受け皿づくり